

軽自動車の手続きを忘れずに

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有する人が納める税金です。転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてください。税金の減免なども併せて期限内に申請してください。



■ 国税務課（氷上庁舎内） ☎ 82・2070

廃車、名義変更などの手続きはお早めに！

軽自動車税を納めるのは、4月1日時点に、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有する人です。市外への転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてください。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。

車両を処分しても、市役所などで廃車手続きをしなければ軽自動車税がかかります。廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続完了日です。手続代行業者などを利用する場合には、依頼日から手続完了までに数日かかります。

廃車・名義変更の手続き

◆ 市役所で手続きするもの
原動機付自転車（125cc以下）



小型特殊自動車（農耕作業用・その他特殊作業用）
■ 手続場所／税務課・各支所
■ 手続きに必要なもの
● 廃車の場合／①印鑑※所有者のもの②ナンバープレート③登録票
● 名義変更の場合／①印鑑※新旧所有者のもの②登録票③ナンバープレート※番号変更される場合

◆ 市役所以外で手続きするもの
3輪・4輪の軽自動車

■ 手続場所／軽自動車検査協会兵庫事務所 神戸市東灘区御影本町1-5-5※5月6日住所変更
☎ 050・3816・1847

2輪の小型自動車、軽2輪（125ccを超えるもの）
■ 手続場所／神戸運輸監理部兵庫陸運部 神戸市東灘区魚崎浜町3-4
☎ 050・5540・2066

市長コラム 丹波語り 一緒にワクワク・ドキドキ！シティプロモーション



「マーケティング」とは、企業が行う「顧客が求める商品などを生み出し、提供する戦略的な活動」などと聞かれています。具体的には「いかに顧客を獲得するか、黒字を出すか」を考えることと理解しています。行政に置き換えると「どうして市民の方の心に寄り添うか」「どうすれば市民の方がワクワク・ドキドキできるか」「どのような制度やサービスをつくり“住みたい、帰りたい、トカイナカ丹波市”を実現するか」…。「市民の満足度」を念頭に行動をすることが「丹波市スタイルのマーケティング」と考えています。

「スピード感」「実行力！」を信条に、民間企業の良い部分を学び、仕事を進めます。市役所・公務員らしい仕事方法ではなく「一線を越える」ような積極的な姿勢で努力を続けたいものです。

2019年、新元号を制定する動きもあると報道されました。市も市制15周年・丹波市豪雨災害5周年の節目の年です。この年を「丹波市元年」とし、まちを売り出す「シティプロモーション活動」を本格化します。市には多くの誇るべき伝統・文化・人々の営みがあります。磨き、フル活用して丹波の里を舞台にキャンペーン・リレーイベントを大々的に展開したいと考えています。このとき、市民の方と「ワクワク・ドキドキ感」を共有したいのです。そのためには「市民満足度」を念頭に進めなければなりません。

「6地域ごとにバラバラだ」と言わずに、個性を認め合いましょう。個々のまちの宝を真珠に見立て、つなぎ「真珠のネックレス」を創りましょう。金子みすゞの詩のように「みんなちがって、みんないい」。互いを認め、固く連帯しようではありませんか。

丹波市長 谷口進一

軽自動車税の減免について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

平成29年度軽自動車税減免申請の新規受付は、4月1日から5月24日までです。現在減免を受けている方には、3月中旬に継続用の減免申請書を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。

なお、年度途中に名義変更・買いかえをした場合は、新たに申請が必要です。必要書類をそろえて、早め手続きをお願いします。

税金は誰にかかる？ かからない？

課税日	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4
手続き完了日					
4/1以前に廃車	廃車	かからない			
4/2以降に廃車			廃車	かかる	
4/2にCからDに名義変更			名義変更	CにかかるがDにはかからない	

車検を受けるには車検用の納税証明書が必要です

車検用納税証明書の有効期限は、5月30日です。車検代行業者に依頼する場合は、有効期限までに車検を済ませてください。

■ 現金納付の場合／過去に未納がない方は、納付書に付いている車検用納税証明書をご利用ください。
■ 口座振替の場合／市役所・各支所窓口で車検用納税証明書（無料）を申請してください。※口座振替後、約1週間程度は収納確認ができないことがあります。振り替え済みの通帳を持参してください。

Q & A 便利な支払い方は？

軽自動車税の納税は納め忘れない口座振替がおすすめです！
お取引先の金融機関などで通帳・印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いします。



農業を学び 新たな担い手となる

と き み つ る 土岐満さん vol.4

経歴：神戸市出身。大学卒業後、青年海外協力隊村落開発普及員として中米パナマ共和国へ赴任。野菜栽培指導や識字教育プロジェクトのサポートなどに従事。



はじめまして。11月から地域おこし協力隊員として、農業の新たな担い手育成や課題を解決するため勉強中の土岐満です。同時に任用された高野さんと一緒に働いています。市の非常勤一般職員として週5日勤務し、農業実習と事務の2つの仕事をしています。週の3～4日は農業、週の1～2日は職員として働く「半農半公」という仕事スタイルです。

農業実習では、先輩の農家さんの下で色々な農作業をしながら、必要な知識や技術を学んでいます。初心者なので、作物や農工具の名前や専門的な農業用語まで、覚えること、学ぶことだらけです。また、多くの農家・農

業団体と交流し、色々な農業のスタイルや経営方法、地域の特性など学んでいます。1つ1つ知識を自分のものにしながら、3年後の自立に向かって頑張っています。

将来は、農家として定住を希望する人に、市の魅力や情報、就農までのリアルな経験などを発信したいと考えています。

